

○文部科学省告示第百三十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月一日

文部科学大臣 下村 博文

貝類と杯のある静物	恋の病	ひだ襟をつけた男の肖像	好奇心	ベローナ		水差しを持つ女	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右		平成二十七年九月 一日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右		平成二十七年十月 十日から平成二十 八年五月二十日ま で	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	株式会社TBSテレビ 代表取締役社長 武田 信二 東京都港区赤坂五―三―六 京都市美術館 館長 潮江 宏三 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百 二十四 福島県立美術館 館長 早川 博明 福島県福島市森合字西養山一	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	京都市美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百二十四 平成二十七年十月二十四日から平成二十八 年一月五日まで 森アーツセンターギャラリー 東京都港区六本木六―十一― 六本木ヒル ズ森タワー 平成二十八年一月十四日から同年三月三十 日まで 福島県立美術館 福島県福島市森合字西養山一 平成二十八年四月六日から同年五月八日ま で	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間